No.	質問者	質問事項	回答
1	北海道開発局 函館開発建設部	1. 開発局の工事で発生する掘削土を他の機関が別の目的で利用する場合は開発局からの申請は出さなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。 2. 災害などの緊急時において仮設としての盛土は申請対象外でしょうか。	1. 他の機関が別の目的で利用する場合は開発局からの申請は必要ありません。残土の引き取り手が規制対象となる行為を行う場合には適切に許可や協議、届出等の申請を行う必要があります。 2. 省令8条第8号により国又は地方公共団体が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、土石の堆積も含め許可不要です。なお、恒久的な盛土等（本復旧工事）は許可不要として扱わないため、規制対象規模を超える工事を行う場合は許可や協議・届出等の申請が必要となります。また、緊急時、平常時に関わらず工事(事業)期間中のみの仮設工としての盛土（工事[事業]完了時には撤去され現況復旧されるもの）は規制対象となりません。
2	民間廃棄物処理事業者	産業廃棄物処分場の建設工事を計画しております。本工事は説明会資料の「許可等を要しない工事（災害の発生のおそれが認められない工事等1）」に該当するものと考えております。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けて実施する工事であることから、盛土規制法の適用は受けないとの認識でよろしいでしょうか。	廃掃法について、以下の許可に係る工事は「法の許可不要工事」として許可や届出等の申請は不要です。 ①廃棄物処理法第７条第６項（一般廃棄物処分業）若しくは第 14 条第６項（産業廃棄物処分業）の許可を受けた者又は市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可又は委託に係る工事 ②廃棄物処理法第８条第１項（一般廃棄物処理施設の設置）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ③廃棄物処理法第９条第１項（一般廃棄物処理施設の変更）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ④廃棄物処理法第 15 条第１項（産業廃棄物処理施設の設置）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ⑤廃棄物処理法第 15 条の２の６第１項（産業廃棄物処理施設の変更）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
3	北海道開発局 網走開発建設部	本日は、説明会ありがとうございました。 説明をお聞きしたところで、以下の理解で良いのか、確認したく連絡いたします （１～５について、教えていただければ幸いです） （いずれも該当する場合には、土壌汚染対策法に基づく届け出等は必要とは考えております） —— １：国道敷地から国道敷地への土砂等の運搬を伴う作業の場合（掘削箇所・盛土箇所がいずれも国道敷地の場合）申請等が不要と理解しましたが、そのような認識で良いでしょうか？ ２：国道敷地から自治体敷地への土砂等の運搬を伴う作業の場合（その逆も含め。掘削箇所・盛土箇所がいずれも公共用地の場合）も１：同様に申請等が不要と理解しましたが、そのような認識で良いでしょうか？ ３：国道敷地から民間敷地への土砂等の運搬を伴う作業の場合は、民間敷地が必要な申請を行っているか事前に確認することが必要で、場合によっては公表されているためホームページでの確認も可能、という認識でよいでしょうか（申請のタイミングによっては公表されていない場合もある、とは思いますが、基本は公表されていることになる、と理解しましたが、そういった考えで良いでしょうか？） ４：、３：の逆に、民間敷地から国道敷地へ土砂等を運搬する場合も、３：と同様に確認が必要と理解したら良いでしょうか？ ５：本件の民間には、JRやJHやNTT・郵便局等の過去は国の組織だったものの、現在は民間組織も含まれる考えで良いでしょうか？（道路敷地ではなく、JRやJHの土地を、国道が占用している部分もあるため、可能性がないとは言い切れないところです。箇所により都度判断となるものもある場合は、その旨お知らせいただければ、そのようにさせていただく考えですので、お知らせいただければ幸いです）	1. お見込みのとおりです、残土が発生する工事、残土を受け入れる工事がいずれも公共施設用地である場合は申請等は不要です。 2. 1と同様。 3. お見込みのとおりです。 4. お見込みのとおりです。 5. 政令等によりそれらの組織を国の行政機関とみなしている場合以外は民間として扱います。ex)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第6項また、国道として管理している場合は公共施設用地として扱います。
4	民間建設会社	聞き逃した部分をもう一度お教えください。資料「2盛土規制法HPについて」において、「各種届出・申請の提出フォームから申請できるが、○○の書類だけは窓口まで」とのご説明がありました。どの書類のことだったでしょうか。	「許可申請」の申請書類については高額な収入証紙を貼付する必要があることから、窓口へ持参する必要があります。また、説明会を再度見返したい場合は説明会のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_seminar7.html）でYouTubeに投稿したアーカイブ動画を公表しているので参照ください。
5	北海道開発局 帯広開発建設部	質問１：説明会資料_ページ番号20における「旧法」が示す法律名は「宅地造成等規制法」で宜しいでしょうか。 質問２：盛土規制法における申請手続きと土壌汚染対策法における「土地の形質変更」の申請手続きは全くの別物で、それぞれの法律に基づき申請が必要との認識で宜しいでしょうか。 質問３：説明会資料_ページ番号22におけるフロー図では「許可申請」のみの流れとなっていますが、「届出」におけるフロー図も同じ流れになると考えて宜しいでしょうか。 質問４：「【Ｒ７．１２版】許可申請等の手引き」において、「届出」は工事着手の○日前に提出する旨の記載がありますが、「許可申請」は○日前といった期限はありますでしょうか。 質問５－１：「届出」及び「着手届」「完了検査」における「工事の着手・完了」とは、(1)法に該当する施工内容を含む工事全体での着手日・完了日を指す(2)法に該当する施工内容のみにおける着手日・完了日のどちらを示しているでしょうか。 質問５－２：(1)の場合、「許可申請」「届出」に対する「通知書」「受理連絡」が発出されるまでは法に該当する施工内容のみ着手出来ない認識で宜しかったでしょうか。 質問５－３：(1)の場合、工事全体の工期末が積雪期となる際には、積雪前の工事期間中に「完了検査」「確認申請」における現地確認を行っていただくことは可能でしょうか。	質問1：お見込みのとおりです。 質問2：お見込みのとおりです。それぞれの法律に基づき申請等が必要となります。 質問3：届出の場合にあっては「①事前相談」→「②Web提出フォームより資料提出」→「③確認」→「④届出受理」の流れとなります。 質問4：規制対象行為の着手までに許可を取得する必要があります。標準処理期間（事前相談期間を除く）は申請書の提出のあった日から30開庁日程度としています。 質問5－1：(2)法に該当する施工内容のみにおける着手日・完了日となります。 質問5－2：回答不要 質問5－3：回答不要
6	北海道開発局 札幌開発建設部	1.許可等を要しない工事において、「工事の施行に付随して行われる土積の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」であれば、届け出又は許可を要する盛土の規模（例えば特定盛土規制区域において、最大時の堆積面積が3,000m2超えになってしまう場合）であっても申請は不要との解釈でよろしいでしょうか。 2.「工事の施行に付随して行われる土積の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」について、次年度に発注が明らかな工事のために工事完了後も堆積を継続する場合の申請の要否と継続堆積可能な期間を御教示願います。また、この場合の申請の要否は、土砂の堆積高さや面積等に関係ないでしょうか。（例えば特定盛土規制区域において、最大時の堆積面積が3,000m2であっても、次年度に堆積が解消されことが明らかでであれば、申請は不要　という解釈になりますか。） 3.「工事の施行に付随して行われる土積の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」に該当せず、新たに許可申請が必要となった場合、もともと許可等を要しない工事であっても、申請手数料が発生するとの認識でよろしいでしょうか。 4.公共施設用地内で発生した残土を別の公共施設用地の工事に流用する場合、許可は不要との認識でよろしいでしょうか。また、p.15の許可等を要しない工事間の流用において、契約図書等で示す工事の現場または付近における土砂の堆積であれば、許可は不要との認識でよろしいでしょうか。この「現場付近」の考えについて、一様に定めることは困難であると推察されますが、距離ないし到達時間の目安があれば御教示いただきたいです。	1. お見込みのとおりです。当該工事の現場又はその付近に堆積するものであれば、堆積する規模に上限はありません。 2. 具体的な期間を定めておりませんが、会計年度をまたぐ工事において、前年度工事の完了から次年度工事の契約が行われるまでの期間として、一般的には概ね4ヶ月程度（３月～６月程度）と判断されます。 3. お見込みのとおりです。申請者が国または都道府県、指定都市もしくは中核市の場合は、「協議」を行う必要があります。「協議」は「許可」に準じた申請ですが、手数料は不要です。 4. お見込みのとおりです。現場付近（隣地または隣地に類する土地）については、下記いずれかに該当するものです。ただし、公共工事においては設計図書等に一時堆積箇所が工事箇所として明示されされている場合は、本体工事箇所との離隔距離に制限はありません。 ・現場から目視できる箇所 ・同一敷地内 又は 同一区画内 ・現場から半径300m程度以内の箇所
7	民間コンサルタント事業者	今年8月末で開発行為が完了しますが、7月1日からの盛土申請時の時は、土工工事が終わっています。申請は必要ですか。	残工事が建物の建築や太陽光パネルの設置のみである場合など、規制開始日（7月1日）時点で規制対象となる行為（盛土や切土等の造成工事）が全て完了済みである場合は申請は不要です。
8	民間建設会社	道路維持工事において、路面清掃土砂を当社ヤードに堆積し必要工事等で使用していますが、使われない場合堆積状態になります。現状は、高さ2m以内で面積300m2以内ですが、例えば数量が規格を超えた場合、同じ敷地内に分けて２山堆積した場合は対象となりますか。（2つの山は、高さ２m以内ですが、面積は合わせると３００ｍ２を超えることになります。） よろしくお願いいたします。	堆積高さが2m以下の場合、許可や届出が必要となる面積のしきい値は500m2です。二つの山が「物理的一体性」を有する場合は、二つの堆積山を足した面積が規制対象規模(500m2)を超過する場合には許可や届出等の申請が必要となります。 物理的一体性とは、一般的な土石の堆積（勾配10%未満の平坦地での堆積）では、二つの堆積山同士の離隔距離が堆積高さの2倍に満たないものを指します。 例：堆積高さH=2mの場合は、離隔距離が2m×2倍＝4mに満たないもの
9	民間建設会社	１．説明資料P14にある，許可等を要しない工事に道路が含まれていますが，林業を行うために民間企業が敷設する林道は含まれますか？また，その林道の脇に設ける土場（貯木場）も林道の一部と認められますか？ ２．排水施設の設置に関する技術的基準に記載のある，排水基準は”堅固で耐久性を有する”，”陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料”とは素掘り側溝という排水施設は今後認められないということでしょうか。また素掘り側溝でもモルタル等で表面保護を行えば認められるでしょうか。 ３．小段の幅は技術基準P57の「図 小段排水工の例」を根拠に1.5m以上（切土小段，盛土小段とも）という理解でよろしいでしょうか？ ４．国内他自治体で15m以上の高さがある切土，盛土には15mごとに3m以上の小段幅を要する技術基準もありますが，北海道では特別な指定はありますか？	1. 許可不要としている森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事は、森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道（規格相当）及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等の整備が該当します。 2. 素掘り側溝については堅固で耐久性のあるものと判断されないため、認めません。ただし、モルタル等で表面保護を行い、十分な耐久性を持たせたものについては利用が可能と判断されます。 3. 小段の幅については、小段排水を設ける場合は技術基準P57の「図 小段排水工の例」を根拠に1.5m以上を確保する必要があります。小段排水を設けない場合は「盛土等防災マニュアルの解説 P174より」1m以上を確保する必要があります。 4. 北海道において特別な指定はありませんが、長大法面（15m超）の場合は維持管理を行う上で幅広の小段(幅3m以上)が必要と判断される場合は、これを設置する必要があります。